

京都大学	博士(文学)	氏名	牧 知 宏
論文題目	近世京都における都市秩序の系譜		

(論文内容の要旨)

本論文は、近世都市京都における支配—被支配の関係の中で形成される秩序について、上京・下京の《惣町》の枠組みに注目し、中世末から近代初頭にかけての展開を系譜的に位置づけることを目指したものである。

近世都市史研究は、1980年代、「町共同体論」が提起されることにより、都市に対して権力支配が一方的に貫徹するというそれまでの理解から大きく転換し、都市を構成する基礎単位である《個別町》の「町自治」を軸として都市構造の解明を目指すようになった。さらに、2000年以降、近世都市史研究の潮流は、近世都市における社会構造の細部をより明らかなものとするための社会=空間構造論へと偏重することになる。その一方で、権力との間の支配—被支配の関係については検討対象とされることが少なくなった。しかし、治者身分と被治者身分が分離している近世日本の身分制のもとでの、近世都市の支配—被支配をめぐる支配権力と被支配住人との間の距離（空間的にも政治的にも）の近さに注目する時、近世都市における支配—被支配の関係は、都市史研究の重要な検討課題となる。

本論文では、「権力による支配が展開する時、被支配側の組織や領域をどのような枠組みで掌握したのか、これに対して被支配側では、どのような枠組みによる結合で支配権力に対峙したのか」を丁寧に分析するという方法により、近世都市における支配—被支配の関係の中で形成される秩序について考察する。

さらに、本論文では、「都市の支配—被支配の接点における枠組み」を表現する言葉として、これまでの近世都市史研究の中では曖昧に用いられてきた「惣町」という言葉に注目する。特に、京都は古代平安京以来の歴史を有し、こうした歴史的特質が、中世末に上京・下京という枠組みでの被支配住人の結集をもたらした。本論文では、この上京・下京という《惣町》の枠組みが、被支配住人の結合組織として、近世を通じて大きな役割を果たしたと考え、他の《町組》や《個別町》といった被支配住人の結合組織と同様、《 》を付して取り扱っている。

また、《惣町》の展開を明らかにするにあたっては、被支配住人側で成立していた《惣町一町組一町》の重層構造との関係とともに、徳川政権期以降、政権の中枢が江戸へ移ったこともあり、幕府の遠国支配機構たる所司代・京都町奉行所の支配のもとに置かれた京都においては、徳川将軍家一所司代—京都町奉行所といった支配権力側の重層構造との関係も、支配—被支配をめぐる都市秩序を規定する大きな要因となる。特に、統一政権との間の儀礼を通じた一元的な支配—被支配の関係が、政権の中心が空

間的に遠く離れても維持され、統一政権との間の儀礼の枠組みであった《惣町》の枠組みが徳川將軍家との間の儀礼の場でも機能し続けたことに注目する。

そこで、本論文では、①徳川將軍家との間の儀礼を通じた関係、②所司代・京都町奉行所との間の都市行政を通じた関係、③由緒を通じて語られる徳川將軍家との間の関係の三つの関係に注目しながら、《惣町》の展開を検討した。第一・五章では、徳川將軍家との間の儀礼に《惣町》を代表して参加する者の位置づけに注目し、近世京都の都市秩序の変容・転換を明らかにした。この儀礼の参加者の位置づけや《惣町》の枠組みの性格に影響を与えるものとして、所司代・京都町奉行所という幕府の遠国支配機構が京都において展開する都市行政の特質について明らかにしたのが、第二・六章である。また、儀礼を通じて維持された《惣町》の枠組みと徳川將軍家との結びつきは、被支配住人側によって捉え返され、「旧記」や由緒といった形で語られる。こうした側面について分析したのが第三・四章である。そして、それぞれの段階における都市秩序は、常にその前段階の都市秩序を踏まえて理解する必要があると考え、本論文では、一章から六章までの各章を、基本的に時系列に従って並べ、近世初期から幕末期にかけての、京都における都市秩序の「系譜」を踏まえた分析を行う。

各章の要旨は以下の通り。

序章では、上記の近世都市史研究の現状と課題について記し、本論文の視角を示す。また、一章から六章の分析の前提として、「御朱印」と称される織豊政権発給の文書に注目し、中世末の《惣町》の成立期から近世初頭までの展開を明らかにする。

第一章「近世前期における都市秩序の変容—徳川將軍家に対する拝謁・献上儀礼の参加者選定にみる—」は、徳川將軍家との間の儀礼関係を踏まえることで、支配権力側の徳川將軍家一所司代・京都町奉行所といった重層構造と、被支配住人側の《惣町—町組—町》の重層構造との間で、支配—被支配をめぐって形成される秩序について、織豊期から享保期にかけての変容を明らかにしたものである。ここでは、所司代・京都町奉行所による都市行政の場と、江戸の儀礼の場において、支配—被支配をめぐる秩序が二つの位相として展開することを示す。

第二章「近世前・中期における都市行政の展開—年寄と町代の関係をめぐって—」では、近世京都において支配—被支配の関係を取り次ぐ存在であった年寄（町年寄）と町代との関係について、所司代・京都町奉行所という支配権力による都市行政の上の位置づけや、被支配住人側の《惣町—町組—町》という自律的な結合組織運営との関わりについて検討した。ここでは、享保期の京都町奉行所による、《個別町》を基礎として、町代・町年寄を通じ、《町組》—《個別町》を行政回路化する形で展開する都市行政の展開が、被支配住人側の《惣町—町組—町》運営との間で矛盾を来たし、特に、《惣町》の枠組みの位置づけが桎梏となったことを明らかにする。

第三章「近世中期における都市歴史叙述の成立と伝播」は、近世京都の由緒や歴史を記した史料として「京都旧記録」類に注目し、その享保期における成立と類書の広

がりを明らかにしたものである。特に、この歴史叙述の語り手の立場や、成立に際して置かれた背景としての都市秩序についても検討することで、「京都旧記録」類を、徳川将軍家との間の儀礼を通じた関係を一つの軸に据えた《惣町》に関する歴史叙述として、第一章・第二章を踏まえた形で、近世京都の都市秩序の系譜の中に位置づける。

第四章「近世中後期における徳川由緒の語られ方」では、第三章で取り上げた「京都旧記録」類でも語られる、徳川将軍家との間の関係をめぐる由緒（徳川由緒）が近世京都の都市秩序の系譜においてどのような意味を持っていたのかを明らかにしたものである。特に、第二章で検討した、支配—被支配を取り次ぐことで「利害集団」化を遂げていた町代と、被支配住人側の《惣町—町組—町》運営との間で生じた、徳川由緒をめぐる相剋を契機に、徳川由緒の調査、記録の収集などが展開し、こうした動向の帰結としての文政町代改儀一件という訴訟運動に際して、徳川由緒が支配権力側にどのように受け取られたのかを検討した。これにより、京都における京都町奉行所による都市行政とは別の位相で、徳川将軍家との間で儀礼を通じて維持していた関係が、近世中後期以降、被支配住人の側で捉え返されていったことを明らかにする。

第五章「近世中後期の「惣町運動」にみる都市秩序の転換—徳川将軍家に対する拝謁・献上儀礼の参加者に注目して—」は、近世中後期の「新規願反対運動」や文政町代改儀一件、さらに「茶屋一件」といった、《惣町》の枠組みにおいて行われた被支配住人側の訴願運動（「惣町運動」）の中で、支配—被支配をめぐる秩序がどのように転換していったのかを明らかにしたものである。ここでは、第二章で明らかにしたような形で展開する京都町奉行所による都市行政、特に、《個別町》との間で、京都町奉行所の行政を取り次ぐようになった諸会所や町代といった存在が京都町奉行所を背景として「権威ヶ間敷」なったことに対する反発として、被支配住人の側で行われた訴願運動において、支配権力側の重層構造において京都町奉行の上位に位置する徳川将軍家との間の儀礼を通じた関係が持ち出され、この徳川将軍家に対する儀礼の参加者を軸として、運動の枠組みとなった《惣町》・《町組》、それぞれの枠組みにおける結束強化が計られることに注目する。これにより、《惣町—町組—町》の重層構造の中で、《町組》の自律性が高まり、《町組》の連合、すなわち下からの積み上げの形で《惣町》の枠組みが捉え返されていくこと、さらに、上京・下京の連合として「市中一体」の認識が生まれ、その上で上京と下京の間の位置づけ、つまり《惣町》間の関係も問題とされるようになったことを、近世中後期の都市秩序の新たな段階として位置づける。

第六章「近世後期の都市行政と都市運営—安政三年加茂川土砂浚を事例に—」は、第五章で明らかにした近世中後期の都市秩序の転換を踏まえ、《町組》の連合という形で捉え返された《惣町—町組—町》の自律的な結合組織による都市運営と、近世後期の都市行政との関わりを明らかにしたものである。ここでは、安政3年（1856）の加茂川土砂浚という災害対策を事例に、この幕府勘定所一所司代—京都町奉行所により遂行される都市政策の中で、浚渫土砂の運送や土砂浚費用の負担という形で被支

配住人側に求められた行政参加に関し、被支配住人側の結合組織がどのように関わったのかを検討した。特に、文政町代改儀一件の結果、京都町奉行所の都市行政を取り次ぐことになった《惣町》の枠組みが、都市行政への対応を契機に、近代へもつながるような新たな展開を示す画期として、この安政3年の加茂川土砂浚を位置づける。

終章では、序章でも取り上げた「御朱印」をめぐる近世後期の展開を明らかにし、幕末期から近代初頭への展望を述べた。さらに、近世京都における「都市の特権」という観点から、本論文の内容を整理し、近世京都における「都市の特権」は、近世都市における支配—被支配の間の距離の近さを反映した、支配権力との関係そのもの、特に、儀礼や「御朱印」を通じた具体的な関係に求められ、こうした支配権力との関係という「都市の特権」の具体的なあり方が、近世都市における支配—被支配をめぐる秩序、特に近世京都においては《惣町》の展開を規定したことを探し、最後に、残された課題である都市社会との関係についても触れる。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、日本の近世都市京都における「惣町」を、支配—被支配の関係に視点を据え、そこに形成された秩序を明らかにし、その歴史的位置を論じたものである。全体は、6章に分かたれ、序章と終章が配されている。

近世都市史研究は、戦後盛んであった基礎構造研究が一段落したあと、幕藩制構造論の段階に本格的に取り組まれ、近世都市を幕藩権力によって維持される都市と性格付けたが、都市内部の構造分析には踏み込まなかった。1980年代に入り、「町共同体論」が提起され、都市を構成する基礎単位である「個別町」の町自治に焦点あてられ、近世都市史研究は都市構造論へと展開していった。さらに2000年以降、近世都市史研究は、近世都市における社会構造の細部をより明らかにしようとする方向に向かった。その結果、都市における支配—被支配という視角はほとんど顧慮されなくなった。

論者は、こうした研究状況を批判し、権力による支配が展開する時、権力は被支配側の組織や領域をどのような枠組みで掌握したのか、これに対して被支配側では、どのような枠組みで支配権力に対峙したのかを分析することで、近世都市における支配—被支配の関係の中で形成される秩序を浮き彫りにし、近世都市における秩序の諸段階とその特質を解明することを企図した。

第一章では、上京・下京という惣町が年頭にあたって徳川將軍家に拝謁・献上する儀礼をとりあげ、近世前期の京都において形成された支配—被支配をめぐる秩序は、権力側の徳川將軍家—所司代—京都町奉行といった重層構造と、被支配住人側の惣町—町組—町の重層構造との間で対抗をみせながら形成され、そこでは所司代・京都町奉行所による都市行政の場における秩序と、江戸での儀礼の場における秩序の二つの位相があったことを明らかにする。

第二章では、近世中期ことに享保改革期に、京都町奉行所は、都市行政を進めるにあたって個別町を重視し、町代・町年寄を通じて、町組—個別町の関係を行政回路のもとに組み込もうとするが、その動向は、被支配住人側の惣町—町組—町という結合組織による町政運営との間で矛盾を来たし、なかでも上京・下京という惣町の枠組みが、その桎梏となっていましたことを明らかにする。

第三章・第四章では、享保期以降、惣町—町組—町という結合組織を否定する方向で導入された所司代・町奉行による京都の都市行政の改変が、支配される側に、徳川將軍家との儀礼を軸に据えた惣町に関する歴史叙述を作り出させたことを明らかにし、その過程で徳川將軍家との儀礼を通じて維持されてきた支配—被支配の秩序が再定置され、京都町奉行所による都市行政とは別の位相として被支配住人の側で捉え返されたことを明らかにする。そしてそれが、その後起った文政町代改儀一件という惣町をあげての訴訟運動を支えた背景にあったとする。

第五章では、近世中後期、個別町との間で京都町奉行所の行政を取り次ぐようになつ

た諸会所や町代といった存在が京都町奉行所を背景として「権威ヶ間敷」なったことに対する反発から被支配住人側の訴願運動が起き、その訴願のなかで京都町奉行の上位に位置する徳川将軍家と惣町との儀礼が持ち出され、それを梃子に惣町、町組それぞれの枠組みにおける結束強化が計られたことを明らかにし、その結果、惣町一町組一町の重層構造の中で、町組の自律性が高まり、町組の連合、すなわち下からの積み上げの形で惣町の枠組みが捉え返され、さらに、上京・下京の連合として「市中一体」の認識が生まれ、そこに近世中後期の都市秩序が新たな段階を迎えたと主張する。これまでにないこの訴願運動の位置づけであり、評価したい。

第六章で、町組の連合という形で捉え返された惣町一町組一町の自律的な結合組織が、近世後期京都の都市運営のなかで、具体的に機能した姿を、安政3年(1856)の加茂川土砂浚という災害対策を事例に描きだしている。

以上述べてきたように、本論文は支配—被支配の関係に焦点をあて、近世を通じて都市秩序がどのように変遷したかを明らかにした研究として評価できる。特に、支配側から否定される方向で進んだ惣町一町組一町の結合が、徳川将軍家との儀礼を梃子に捉え返され、それが文政町代改儀一件において被支配住人側の主張を支えたことを論じた点は注目すべきである。しかし、課題がないわけではない。支配—被支配の視点からの近世前期の都市秩序の形成過程についてはなお論証が充分とはいはず、また本論で明らかとしたことが、これまでの近世都市史研究とどのように切り結ぶかについての言及が求められよう。だが、こうした点は、本論文の価値を大きく損なうものではない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2009年12月3日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。